

2023年7月4日

2023年定時総代会議事録

住友生命保険相互会社

2023年定時総代会議事録

1. 日時 2023年7月4日(火) 午前10時30分から午前11時54分

2. 場所 大阪府中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪

3. 出席取締役および執行役

a. 取締役 11名中、出席取締役11名

出席者 橋本雅博、高田幸徳、長瀧研一、角英幸、日下和彦、山下徹、
釜和明、森公高、片山登志子、山本謙三、白河桃子

b. 執行役※ 10名中、出席執行役10名 ※取締役兼務者は取締役として記載

出席者 栄森剛志、松本巖、百合達哉、岩井豊城、堀江喜義、松本誠、
汐満達、藤秀壮、香山真、高尾延治

4. 出席総代数

総代総数 178名

出席総代数 176名(議決権行使書による出席28名を含む)

なお、一部の総代は議場外からWeb会議システムを通じて傍聴した。

5. 議事の経過の要領及びその結果

午前10時30分、執行役社長高田幸徳は、定款第18条の規定により議長となり開会を宣した。

続いて、議長は、本日出席した総代数は本総代会のすべての議案の決議に必要な法令および定款上の定足数を充足している旨を述べた。

また、社員の代表である総代の数を適正とする考え方および総代の選出方法について報告した。

a. 監査報告

議長から監査委員会に監査報告を求めたところ、監査委員長釜和明は、2022年度における監査結果は監査報告書謄本に記載のとおり、事業報告およびその附属明細書については法令および定款に従い会社の状況を正しく示していると認められる旨、取締役および執行役の職務の執行、内部統制システムの構築・運用状況について指摘すべき事項はない旨、計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果について会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認められる旨を報告した。

また、本総代会に提出された議案および書類について、いずれも法令、定款に適合しており、特に指摘すべき事項はない旨を報告した。

- b. 「2022年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件」

議長は、2022年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書および連結計算書類について、ナレーションにより報告を行う旨、連結計算書類監査結果について、会計監査人の監査結果は連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本に記載のとおりであり、監査委員会の監査結果は監査委員会の監査報告のとおりである旨を報告した上で、2022年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書および連結計算書類について、ナレーションにより報告した。また、2023年度の取組方針（対処すべき課題）について、議長から報告した。

- c. 「審議員会審議事項報告の件」

議長は、審議員会審議事項について内容を報告した。

また、2023年のご契約者懇談会の開催状況についてもあわせて報告した。

議長は、決議事項の各議案について一括して上程する旨を述べ、各議案の内容を説明した。

- d. 決議事項の議案の説明

- (1) 第1号議案 「2022年度剰余金処分案承認の件」

議長は、2022年度剰余金処分案について、別紙1のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

- (2) 第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、2022年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、別紙2のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

- (3) 第3号議案 「定款一部変更の件」

議長は、経営基盤の一層の強化を図る観点から、500億円の基金の再募集を行い、これに伴い、定款の一部について、別紙3の内容のとおり変更したい旨を述べ、その概要を説明した。

- (4) 第4号議案 「審議員11名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって審議員全員の任期が満了することに伴い、審議員11名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として石川千晶、市川晃、江川昌史、金倉讓、金高雅仁、國部毅、菰田正信、玉木林太郎、土居丈朗、名和高司および古川柳子を指名した。

- (5) 第5号議案 「取締役11名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって取締役全員が任期満了により退任することに伴

い、取締役11名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として橋本雅博、高田幸徳、角英幸、栄森剛志、百合達哉、森公高、片山登志子、山本謙三、白河桃子、石井茂および小林充佳を指名した（森公高、片山登志子、山本謙三、白河桃子、石井茂および小林充佳は社外取締役候補者）。

次に、議長は、報告事項および決議事項についての質問および動議を含めた審議に関するすべての発言を受けた後、決議事項について採決のみ行う方式としたい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

e. 質疑応答

事前に寄せられた質問および席上でなされた質問について、それぞれ議長または議長が指名する者から回答した。質問内容は次のとおりである。

「事前質問」・・『中流層の変化について』

『サステナビリティの取組みについて』

『“住友生命「Vitality」”の商品内容について①』

『“住友生命「Vitality」”の商品内容について②』

『“住友生命「Vitality」”の商品内容について③』

『“住友生命「Vitality」”の保険料の払込方法について』

『CMについて①』

『CMについて②』

『障がい者・障がい者支援事業者向けの保険について』

『子育て支援について①』

『子育て支援について②』

『キャリア教育を中心とした社会貢献活動について』

『各種リスクへの対応について』

f. 決議事項の議案の採決

(1) 第1号議案 「2022年度剰余金処分案承認の件」

議長は、2022年度剰余金処分案について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数176名）。

(2) 第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、2022年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数176名）。

(3) 第3号議案 「定款一部変更の件」

議長は、定款の一部変更について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数176名）。

(4) 第4号議案 「審議員11名選任の件」

議長は、審議員11名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数176名。議決権行使書において、古川柳子については反対1票）。

(5) 第5号議案 「取締役11名選任の件」

議長は、取締役11名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決された（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数176名）。なお、各人からはそれぞれ就任承諾を得ている。

以上をもって本総代会の議事を全部終了したので、議長は午前11時54分閉会を宣した。

2022年度 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	147,967,555,698
剰 余 金 処 分 額	147,967,555,698
社 員 配 当 準 備 金	57,067,555,698
差 引 純 剰 余 金	90,900,000,000
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
任 意 積 立 金	90,700,000,000
価 格 変 動 積 立 金	90,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

2022年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 3年ごと配当契約 [販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック]

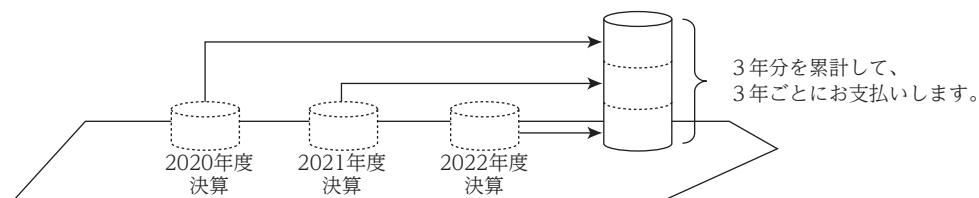
契約ごとに次の項目 (①、②) の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2022年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料 (年額) × 長期継続配当率 (別表2) ○災害・疾病特約 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額・保険料 (年額) × 長期継続配当率 (別表3)

(注) 「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(2020年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 5年ごと利差配当契約

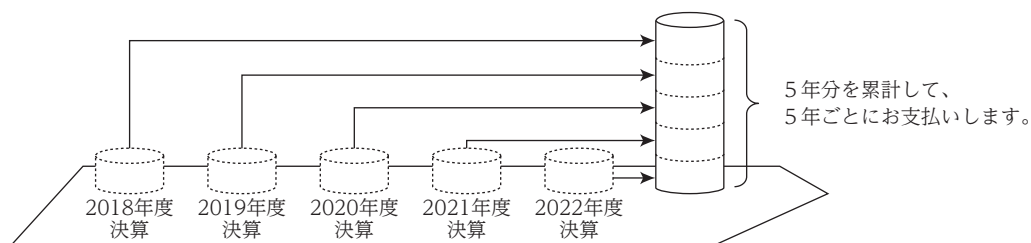
契約ごとに次の項目①、②の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2022年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表4） ○災害・疾病特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約等について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額・保険料（年額）× 長期継続配当率（別表5）

(注)「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

(2018年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに次の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額等 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険 団体3大疾病保障保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類		配 当 率
予定利率1%未満の保険種類		1. 20%－予定利率
予定利率1%以上2%以下の保険種類	5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)以外	1. 60%－予定利率
	5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)	1. 35%－予定利率
予定利率2%超の保険種類		1. 15%－予定利率

ただし、下記の保険種類については次のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	1995年9月1日以降の 保険料一時払契約*	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約*	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)* 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)*		0%
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)		0%
低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	1999年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は2022年度決算に基づく利差益配当率を示しています。
2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
3. 上表の保険種類には、新転換特約および新保障一括見直し特約に定める振替原資を含みます。
4. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)、予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)(付加された夫婦年金移行特約を含みます。)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)、定額年金支払移行特約、家族定期保険特約(子型)、介護終身保障特別移行特約(終身保険特約の一時払いからの移行の場合)ならびに5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(19)(円建終身保険へ変更した契約)の利差益配当は0円とします。

* 配当金により保険金を買増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。ただし、年金支払特約については、1998年7月2日以降に付加された場合とします。

別表2

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約	2007年4月1日以前	経過18年の契約	男性 7.5%	7.5%	21.0%	34.5%
			女性 4.5%	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%
		経過21年の契約	男性 7.5%	21.0%	34.5%	46.5%	46.5%	46.5%	46.5%
			女性 4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%	28.5%
	2007年4月2日以降	経過12年の契約	男性 4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
			女性 2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
	2013年4月1日以前	経過15年の契約	男性 6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
			女性 3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
	2013年4月2日以降	経過6年の契約	男性 4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
			女性 2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
		経過9年の契約	男性 8.0%	8.0%	16.0%	24.0%	40.0%	40.0%	40.0%
			女性 4.0%	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	16.0%	16.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日以前	経過18年の契約	男性 13.5%	13.5%	27.0%	37.5%	46.5%	40.5%	40.5%
			女性 13.5%	13.5%	21.0%	31.5%	31.5%	25.5%	25.5%
	2007年4月2日以降	経過12年の契約	男性 8.0%	8.0%	12.0%	14.0%	20.0%	16.0%	16.0%
			女性 8.0%	8.0%	8.0%	10.0%	10.0%	12.0%	6.0%
	2013年4月1日以前	経過15年の契約	男性 12.0%	12.0%	18.0%	21.0%	30.0%	24.0%	24.0%
			女性 12.0%	12.0%	12.0%	15.0%	15.0%	9.0%	9.0%
	2013年4月2日以降	経過9年の契約	男性 8.0%	8.0%	16.0%	20.0%	32.0%	32.0%	32.0%
			女性 4.0%	4.0%	4.0%	8.0%	8.0%	12.0%	12.0%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日以前	経過18年の契約	男性 -	6.75%	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%
			女性 -	0.75%	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%
		経過21年の契約	男性 -	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%	20.25%
			女性 -	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%	11.25%
	2007年4月2日以降	経過12年の契約	男性 -	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%	8.00%
			女性 -	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
	2013年4月1日以前	経過15年の契約	男性 -	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
			女性 -	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
	2013年4月2日以降	経過9年の契約	男性 -	8.00%	8.00%	12.00%	16.00%	16.00%	16.00%
			女性 -	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.00%	4.00%
生活障害収入保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約	男性 8.0%	8.0%	11.0%	12.0%	4.0%	8.0%	8.0%
			女性 8.0%	8.0%	9.0%	11.0%	15.0%	20.0%	20.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約	男性 3.0%	3.0%	12.0%	16.0%	21.0%	23.0%	23.0%
			女性 5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	20.0%	12.0%	12.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が6年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2022年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過18年 の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	399	609	567	399	378	0	0
		経過21年 の契約	男性	357	378	420	462	462	273	273
			女性	546	609	504	357	189	0	0
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	399	609	567	399	378	0	0
疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過18年 の契約	男性	672	588	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過21年 の契約	男性	651	441	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性	378	420	441	0	0	0	0
			女性	105	0	0	231	714	1,512	1,512
入院初期給付特約	経過21年 の契約	男性	420	210	0	0	0	0	0	
		女性	126	0	0	147	399	336	336	
入院治療重点保障特約	経過15年 の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0	
		女性	420	273	273	357	567	588	588	
	経過18年 の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0	
		女性	420	273	273	357	567	588	588	
通院特約	経過21年 の契約	男性	357	546	1,176	1,932	4,851	6,552	6,552	
		女性	441	504	861	1,491	3,843	5,313	5,313	
通院特約(04)	経過15年 の契約	男性	483	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875	
		女性	609	588	777	1,386	3,234	6,384	6,384	
	経過18年 の契約	男性	483	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875	
		女性	609	588	777	1,386	3,234	6,384	6,384	
入院保障充実特約	経過15年 の契約	男性	105	84	21	0	0	0	0	
		女性	42	0	0	21	63	84	84	
総合医療特約	経過6年 の契約	男性	420	1,950	1,726	1,666	1,620	960	3,120	
		女性	480	420	420	1,470	1,320	2,160	3,030	
	経過9年 の契約	男性	560	1,694	1,526	1,463	1,400	938	2,450	
		女性	602	560	560	1,295	1,190	1,778	2,387	
	経過12年 の契約	男性	196	952	840	798	756	448	1,456	
		女性	224	196	196	686	616	1,008	1,414	
成人病入院特約(09)	経過6年 の契約	男性	0	0	0	616	1,488	1,348	1,380	
		女性	0	0	308	1,288	2,184	4,786	5,970	
	経過9年 の契約	男性	0	0	0	462	1,092	987	966	
		女性	0	0	231	966	1,638	3,528	4,410	
	経過12年 の契約	男性	0	0	0	308	728	658	644	
		女性	0	0	154	644	1,092	2,352	2,940	
がん入院特約(09)	経過6年 の契約	男性	0	0	0	224	700	554	510	
		女性	0	0	0	252	644	1,080	744	
	経過9年 の契約	男性	0	0	0	168	525	399	357	
		女性	0	0	0	189	483	798	546	
	経過12年 の契約	男性	0	0	0	112	350	266	238	
		女性	0	0	0	126	322	532	364	

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約) (例示) (続き)

(保険料(年額)について)

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			性							
新先進医療特約	2018年8月1日以前	経過6年の契約	男性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
			女性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
		経過9年の契約	男性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
			女性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
		経過12年の契約	男性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
			女性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	経過6年の契約	男性	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%
			女性	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%
	2021年4月2日以降	経過6年の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約(特約が保険料払込免除となっている契約)、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が6年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。(ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2022年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
9. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。

別表4

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 12.5% 女性 7.5%	35.0% 20.0%	57.5% 37.5%	77.5% 42.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性 12.0% 女性 6.0%	12.0% 6.0%	24.0% 6.0%	36.0% 12.0%	60.0% 18.0%	60.0% 24.0%	60.0% 24.0%
		経過15年 の契約	男性 10.0% 女性 5.0%	10.0% 5.0%	20.0% 5.0%	30.0% 10.0%	50.0% 15.0%	50.0% 20.0%	50.0% 20.0%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 12.0% 女性 6.0%	12.0% 6.0%	24.0% 6.0%	36.0% 12.0%	60.0% 18.0%	60.0% 24.0%	60.0% 24.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 22.5% 女性 22.5%	45.0% 35.0%	62.5% 52.5%	77.5% 52.5%	67.5% 57.5%	67.5% 42.5%	67.5% 42.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性 32.0% 女性 36.0%	32.0% 36.0%	44.0% 36.0%	50.0% 42.0%	68.0% 42.0%	48.0% 48.0%	48.0% 18.0%
		経過15年 の契約	男性 20.0% 女性 20.0%	20.0% 20.0%	30.0% 25.0%	35.0% 25.0%	50.0% 15.0%	40.0% 15.0%	40.0% 15.0%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 12.0% 女性 6.0%	12.0% 6.0%	24.0% 6.0%	30.0% 12.0%	48.0% 12.0%	48.0% 18.0%	48.0% 18.0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障定期保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 - 女性 -	17.50% 7.50%	28.75% 13.75%	33.75% 13.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%
		経過25年 の契約	男性 - 女性 -	17.50% 7.50%	28.75% 13.75%	33.75% 13.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%	33.75% 18.75%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性 - 女性 -	12.00% 0.00%	12.00% 0.00%	18.00% 0.00%	24.00% 0.00%	24.00% 6.00%	24.00% 6.00%
		経過15年 の契約	男性 - 女性 -	10.00% 0.00%	10.00% 0.00%	15.00% 0.00%	20.00% 0.00%	20.00% 5.00%	20.00% 5.00%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 - 女性 -	12.00% 0.00%	12.00% 0.00%	18.00% 0.00%	24.00% 0.00%	24.00% 6.00%	24.00% 6.00%
生活障害収入保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 40.0% 女性 40.0%	40.0% 40.0%	55.0% 45.0%	60.0% 55.0%	70.0% 75.0%	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 15.0% 女性 25.0%	15.0% 25.0%	60.0% 0.0%	80.0% 0.0%	105.0% 100.0%	115.0% 60.0%	115.0% 60.0%

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (定期保険特約等) (例示) (続き)

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料 (年額) とは、払込方法 (回数) に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料 (年額) の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度 (保険料の高額割引制度を含みます。) が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度 (保障見直し制度を含みます。) で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の (第1) 被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約 (配偶者型) については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。) この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2022年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約等）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		経過25年 の契約	男性 595	630	735	770	455	455	455
		女性 980	910	630	595	0	0	0	
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 595	630	700	770	770	455	455
	女性 910	1,015	840	595	315	0	0		
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性 595	595	665	735	770	455	455
	女性 665	1,015	945	665	630	0	0		
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		経過25年 の契約	男性 945	0	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 1,085	735	0	0	0	0	0
	女性 0	0	0	0	0	0	0		
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性 630	700	735	0	0	0	0
	女性 175	0	0	385	1,190	2,520	2,520		
入院初期給付特約		経過20年 の契約	男性 700	350	0	0	0	0	0
		女性 210	0	0	245	665	560	560	
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約		経過15年 の契約	男性 1,120	1,015	630	350	0	0	0
		女性 700	455	455	595	945	980	980	
通院特約 こども通院特約		経過20年 の契約	男性 595	910	1,960	3,220	8,085	10,920	10,920
		女性 735	840	1,435	2,485	6,405	8,855	8,855	
		経過25年 の契約	男性 665	1,400	2,415	5,460	10,920	10,920	10,920
		女性 770	1,015	1,820	4,340	8,855	8,855	8,855	
通院特約(04) こども通院特約(04)		経過15年 の契約	男性 805	840	1,785	3,045	6,790	13,125	13,125
		女性 1,015	980	1,295	2,310	5,390	10,640	10,640	
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約		経過15年 の契約	男性 175	140	35	0	0	0	0
		女性 70	0	0	35	105	140	140	
総合医療特約 こども総合医療特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険		経過10年 の契約	男性 980	2,618	2,394	2,478	2,660	1,736	4,760
		女性 1,064	980	980	2,450	2,240	3,416	4,634	
成人病入院特約(09)		経過10年 の契約	男性 0	0	0	616	1,680	1,540	1,932
		女性 0	0	308	1,288	2,184	5,278	6,510	
がん入院特約(09)		経過10年 の契約	男性 0	0	0	224	700	686	714
		女性 0	0	0	252	644	1,176	840	
限定告知型医療特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 -	-	-	-	27,055	39,060	59,360
		女性 -	-	-	-	22,820	34,615	49,560	
	2007年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 -	-	-	-	19,320	22,680	33,306
		女性 -	-	-	-	17,346	19,908	31,290	
		経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	16,590	21,280	44,310
		女性 -	-	-	-	14,595	20,265	38,010	
限定告知型入院保障充実特約		経過10年 の契約	男性 -	-	-	-	0	0	0
		女性 -	-	-	-	0	0	462	
限定告知型通院特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 -	-	-	-	22,708	38,192	46,060
		女性 -	-	-	-	18,172	31,248	38,248	
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	13,104	22,848	36,092
		女性 -	-	-	-	9,884	18,396	30,128	

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約等) (例示) (続き)

(保険料(年額)について)

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				新先進医療特約	2018年8月1日以前	経過10年の契約	男性	112.5%	112.5%	112.5%
女性	112.5%	112.5%	112.5%				112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	経過10年の契約	男性	186.3%		186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%
		女性	186.3%		186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%	186.3%
2021年4月2日以降	経過10年の契約	男性	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		女性	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後契約に付加された新先進医療特約および更新後の新先進医療特約は対象とします。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。) この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約および子ども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、子ども通院特約、通院特約(04)、子ども通院特約(04)および限定告知型通院特約は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、子ども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2022年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
9. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到 達 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険	1969年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	15,970	40,480	
		女性	—	—	—	—	—	19,490	49,300	
生存給付金付終身保険・終身保険 通増年金収入保障保険	1969年6月以降 1974年4月以前の契約	男性	—	—	—	—	4,930	13,750	38,630	
		女性	—	—	—	—	5,970	17,270	47,450	
生存給付金付通増年金収入保障保険 定期保険・新生生存給付金付定期保険特約	1974年5月以降 1976年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	2,250	6,730	20,200	
		女性	—	—	—	—	3,290	10,250	29,020	
連生終身保険・定期保険特約 家族定期保険特約(配偶者型)	1976年3月2日以降 1981年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	1,250	2,250	6,730	20,200	
		女性	—	—	—	1,090	1,700	5,780	17,060	
家族定期保険特約(子型) 増加養老保険・増加養老保険特約	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	760	1,600	5,090	16,740	
		女性	—	—	—	580	830	3,110	10,560	
増加終身保険・増加生存保険 養老保険特約・終身保険特約	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前の契約	男性	—	—	140	450	1,570	4,060	13,560	
		女性	—	—	210	360	480	1,860	7,520	
保険料特別払込定期保険特約 生存給付金付定期保険特約	1990年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性	—	—	130	390	1,400	3,220	9,770	
		女性	—	—	200	230	350	1,330	5,910	
連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約	1996年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280	
		配当回数4回以降 9回以内	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280	
連生通減定期保険特約・収入保障特約 保険料特別払込通減定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年5月31日以前 の満年齢方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460	
		配当回数9回以内	男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460	
連生保険料特別払込通減定期保険特約 定期保険集団扱特約付定期保険 一時払退職後終身保険 一時払退職後終身保険定期保険特約 個人年金保険・新個人年金保険	2018年6月1日以降の 満年齢方式の契約	男性	—	—	—	—	0	0	0	
		女性	—	—	—	—	0	0	0	
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	1994年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	640	2,150	6,470	
		女性	—	—	—	—	160	1,210	5,350	
	1994年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	70	470	1,310	2,680	
		女性	—	—	—	0	100	680	3,740	
1996年4月2日以降の契約	男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410		
	女性	—	—	0	0	100	560	2,110		
祝金付特別終身保険	1976年3月2日以降の契約	男性	—	—	—	—	—	—	20,200	
		女性	—	—	—	—	—	—	17,060	
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750	
		女性	—	40	140	130	390	1,050	3,720	
		配当回数4回以降 9回以内	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750
		女性	—	40	140	130	430	1,280	4,070	
特定疾病保障定期保険特約	配当回数3回以内	男性	—	240	160	350	1,040	2,210	7,750	
		女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070	
		配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860
		女性	—	50	110	120	240	1,020	3,150	
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数4回以降 9回以内	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860	
		女性	—	50	110	120	250	1,040	3,420	
		配当回数3回以内	男性	—	250	160	310	910	2,060	6,860
		女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420	
介護収入保障特約 新介護収入保障特約		男性	—	500	100	290	870	3,610	9,320	
		女性	—	70	70	170	370	1,300	5,090	

死差益配当率表（例示）（続き）

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約ならびに1985年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生減定期保険特約、連生保険料特別払込通減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 1996年4月2日以降1999年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険の1987年3月以前の契約については、1981年4月2日以降1985年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定額払済年金保険および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険については、契約時期、定額払済年金保険への変更時期、定額年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、1995年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。）および1998年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定額払済年金保険を除きます。）ならびに最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	1974年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	1974年5月以降 1981年4月1日以前	1,650	—
	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
	新教育保険	1993年4月1日以前	50
1993年4月2日以降 1999年4月1日以前		50	0
1999年4月2日以降		0	0
定期付養老保険	1970年11月9日以前	1,650	1,600
	1970年11月10日以降 1981年4月1日以前	1,650	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	1981年4月1日以前	1,900	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
終身保険	1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付通増年金収入保障保険	1981年 4 月 1 日以前	円 1,900	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	1,000	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	600	550
	1990年 4 月 2 日以降	250	200
	定期保険	1981年 4 月 1 日以前	-
定期保険	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
	定期保険集団扱特約付定期保険		-
連生終身保険	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障終身保険	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険		-	0
重度慢性疾患保障保険		-	0
変額保険 (有期型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
変額保険 (終身型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
個人年金保険		-	1,000
新個人年金保険	1990年 4 月 1 日以前	-	600
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	250
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0
個人年金保険(93)	1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	1981年 4 月 1 日以前	円 -	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
家族定期保険特約 (配偶者型) 家族定期保険特約 (子型)	1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
養老保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
終身保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
生存給付金付定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	50	200
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	0
	1999年 4 月 2 日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生終身保険特約	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
通減定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生通減定期保険特約		-	0
特定疾病保障終身保険特約	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険特約		-	0
重度慢性疾患保障保険特約		-	0
収入保障特約		-	0
介護収入保障特約		-	0
新介護収入保障特約		-	0

費差益配当率表 (続き)

2. 保険料払済後

1981年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
1981年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約（更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ）については、次の金額を加算します。

(1)契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円

(2)契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。

2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)、新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	1983年 4 月 1 日以前	円 200	円 350
	1983年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	100	150
	1990年 4 月 2 日以降 2001年 4 月 1 日以前	50	50
	2001年 4 月 2 日以降	0	0
災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	1,280	1,650
	1976年 3 月 2 日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	930	1,110
	1976年 3 月 2 日以降	330	510
家族災害保障特約	1976年 3 月 1 日以前	1,490	—
	1976年 3 月 2 日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	1983年 4 月 1 日以前	200	350
	1983年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	100	150
	1990年 4 月 2 日以降 2001年 4 月 1 日以前	50	50
	2001年 4 月 2 日以降	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	-	0
女性疾病医療特約(01)	-	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	-	0
がん薬物治療特約	0	0
がん診断継続保障特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	-	-	450	450	450	450	450
		女性	-	-	630	630	630	630	630
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2001年4月1日以前	男性	-	-	450	450	450	450	450
		女性	-	-	630	630	630	630	630
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	-	225	225	225	225	225	225
		女性	-	180	180	180	180	180	180
	2007年4月2日以降	男性	-	225	225	255	285	300	225
		女性	-	210	315	285	210	240	0
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	-	-	760	580	0	0	0
		女性	-	-	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2001年4月1日以前	男性	-	-	780	600	0	0	0
		女性	-	-	0	0	0	0	0
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	-	300	280	100	0	0	0
		女性	-	100	0	0	0	0	0
	2007年4月2日以降	男性	-	160	180	210	0	0	0
		女性	-	80	0	0	110	270	740
通院特約 こども通院特約	2001年4月1日以前	男性	-	-	220	410	770	1,550	3,020
		女性	-	-	260	320	610	1,280	2,490
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	-	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	-	230	210	270	510	1,130	2,340
	2007年4月2日以降	男性	-	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	-	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	2007年4月1日以前	男性	-	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	-	310	270	350	640	1,400	2,840
	2007年4月2日以降	男性	-	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	-	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約		男性	-	-	180	70	0	0	0
		女性	-	-	0	0	50	120	170
入院治療重点保障特約	2007年4月1日以前	男性	-	310	300	190	110	0	0
		女性	-	210	140	130	160	250	300
	2007年4月2日以降	男性	-	310	300	190	110	0	0
		女性	-	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約		男性	-	50	50	10	0	0	0
		女性	-	20	0	0	10	30	40
総合医療特約 こども総合医療特約	2018年8月1日以前	男性	170	310	520	340	440	340	790
		女性	100	190	100	290	290	430	710
	2018年8月2日以降	男性	70	180	350	170	110	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	-	0	0	90	240	510	360
		女性	-	0	0	220	480	900	1,520
	2018年8月2日以降	男性	-	0	0	90	240	320	0
		女性	-	0	0	170	480	680	1,200
がん入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	130	220	130
		女性	0	0	0	50	100	240	150
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	130	170	0
		女性	0	0	0	50	100	240	100

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

保 険 種 類	対 象 契 約	到達 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	男性	0	0	0	0	50	110	750
		女性	0	110	390	220	130	240	540
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
新先進医療特約	2018年8月1日以前	男性	540	540	540	540	540	540	540
		女性	540	540	540	540	540	540	540
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	男性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
		女性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。
2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円、がん診断特約およびがん診断継続保障特約は特約保険金額10万円に対する配当率です。
3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。
5. 2022年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の災害・疾病特約配当率についても記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで
団体3大疾病保障保険	団体の被保険者数に応じて、10%から60%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉)団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉)団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
4. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則(高度障害保険金不担保特約・3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約)が付加されている契約の死亡・3大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
5. 団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	責任準備金に対して、0%
拠出型企業年金保険(02)	責任準備金に対して、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(1型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険および新企業年金保険(02)については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

定款一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の趣旨および理由

経営基盤の一層の強化を図る観点から、500億円の基金の再募集を行います。これに伴い、以下のとおり所要の変更を行います。

- a. 500億円の基金の再募集を行うことに伴い、基金の総額を変更いたします（第5条）。あわせて、今回募集する基金の効力発生時期と、募集した結果、基金の総額が定款に規定した額に達しない場合の取扱いについて、附則で経過措置を設けます（定款変更後の附則第3条）。
- b. 基金の拠出者の権利に関して、今回の募集基金については5年以内に償却を行うことを附則に定めます（定款変更後の附則第2条）。

2. 変更の内容および理由

変更の内容および理由は以下のとおりです。

（下線部は変更箇所）

現 行	変 更 案	変更の理由
<p>第2章 基金</p> <p>（基金の総額） 第5条 当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は<u>6390億円</u>とする。</p> <p>（基金の拠出者の権利） 第6条 当会社は、基金の拠出者に対して、基金拠出契約書の定めるところに従い、基金の償却を行う。ただし、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことができる。</p> <p>② 当会社は、基金の拠出者に対して、基金拠出契約書の定めるところに従い、基金利息を支払う。</p> <p>（基金の償却の方法） 第7条 当会社は、基金償却積立金に充てるため、基金償却準備金を積み立てる。</p>	<p>第2章 基金</p> <p>（基金の総額） 第5条 当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は<u>6890億円</u>とする。</p> <p>（基金の拠出者の権利） 第6条 （同左）</p> <p>（基金の償却の方法） 第7条 （同左）</p>	<p>500億円の基金の再募集に伴い、基金の総額を変更いたします。</p>

現 行	変 更 案	変更の理由
<p>② 基金を償却するときは、すでに積み立てられた基金償却準備金の範囲内で、取締役会の決議により行い、償却する金額と同額を基金償却準備金から基金償却積立金に振り替える。</p> <p>③ 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第56条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">第11章 計算</p> <p>(剰余金の処分) 第56条 決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、基金償却積立金、損失てん補準備金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立て、その残額を適宜別途積立金その他として処分することができる。</p> <p>② 前項において社員配当準備金および社員配当平衡積立金に積み立てる金額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、平成27年定時総代会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第11章 計算</p> <p>(剰余金の処分) 第56条 (同左)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 (同左)</p> <p>(2023年度の基金の拠出者の権利に関する事項) 第2条 2023年度の基金の拠出者については、第6条第1項の基金の償却を5年以内に行う。</p>	<p>基金の拠出者の権利に関する事項を定めます。</p>

現 行	変 更 案	変更の理由
(新設)	<p>② <u>本条は、前項の基金の償却の時をもって削除される。</u></p> <p><u>(基金に関する経過措置)</u> <u>第3条 第5条の規定のうち、6390億円を超える額については、2024年3月31日までの当社の決定した日を払込期日として、500億円を上限に基金の再募集を行うものとし、当該払込期日に払込みのあった金額について、変更の効力を発生するものとする。</u></p> <p>② <u>前項において、払込期日（複数回の再募集を行った場合、その最終の払込期日）までに払込みのあった基金の額と6390億円の合計額が6890億円に満たない場合には、第5条に定める基金の総額はその払込期日から次期総代会までに限り当該合計額に変更されるものとし、それ以降の基金の総額は、次期総代会において決定する。</u></p> <p>③ <u>本条は、次期総代会の終結の時をもって削除される。</u></p>	<p>今回募集する基金の効力発生の時期と、募集した結果、基金の総額が定款に規定した額に達しない場合の取扱いを定めます。</p>

